

「平成19年度中小企業者に関する国等の契約の方針」  
に定める中小企業者の受注機会の増大のための措置  
に係る措置状況

平成20年6月

中小企業庁

## 目 次

1. (1) 国の官公需についての契約件数 (物件)	P 1
(2) 同 (工事)	P 2
(3) 同 (役務)	P 3
2. 中小企業官公需特定品目に係る中小企業向け契約実績	P 4
3. (1) 官公需適格組合との契約実績 (物件)	P 5
(2) 同 (工事)	P 6
(3) 同 (役務)	P 7
4. (1) 指名競争契約等における入札・契約実施状況 (物件)	P 8
(2) 同 (工事)	P 9
(3) 同 (役務)	P 10
5. (1) 随意契約制度において中小企業以外の者と契約した件数 (工事又は製造)	P 11
(2) 同 (財産の買入れ)	P 12
(3) 同 (物件の借入れ)	P 13
(4) 同 ((1) から (3) 以外の契約)	P 14
6. 分離・分割発注の件数	P 15
7. 中小建設業者に対する配慮	P 16
8. 技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大に向けての措置	P 19
9. 新規開業者に対する受注機会の増大のための配慮事項	P 20
10. 入札・開札手続における電子的手段の導入状況	P 21
11. 平成19年度の官公需施策の措置状況及び平成20年度の計画について—	P 22

1. (1)国の官公需についての契約件数(物件)

機 関	一般競争入札の 契約件数	指名競争入札の 契約件数	随意契約の件数
衆議院	53	2	8,715
参議院	23	0	2,699
最高裁判所	620	0	49,924
会計検査院	51	0	628
内閣・内閣府	1,260	21	49,478
総務省	362	0	12,048
法務省	2,815	17	277,489
外務省	91	1	127
財務省	1,405	0	106,800
文部科学省	160	0	9,412
厚生労働省	4,523	384	141,792
農林水産省	1,849	18	67,003
経済産業省	142	0	12,871
国土交通省	5,688	871	134,712
環境省	61	0	8,457
防衛省	52,041	41,997	181,146
国 計	71,144	43,311	1,063,301
(内閣・内閣府)			
内閣官房	46	0	1,307
内閣府	181	0	6,937
内閣法制局	6	0	309
人事院	17	0	1,982
宮内庁	25	11	3,136
公正取引委員会	23	0	1,512
警察庁	908	10	33,684
金融庁	54	0	611
小 計(内閣・内閣府)	1,260	21	49,478
公庫等 計	42,599	1,511	4,274,847
国等 計	113,743	44,822	5,338,148
(参考)17年度国等計	82,452	59,048	5,521,578
(参考)18年度国等計	112,396	59,223	5,486,529

1. (2)国の官公需についての契約件数(工事)

機 関	一般競争入札の 契約件数	指名競争入札の 契約件数	随意契約の件数
衆議院	17	0	373
参議院	2	15	83
最高裁判所	76	110	4,653
会計検査院	3	0	38
内閣・内閣府	560	232	3,131
総務省	29	0	587
法務省	101	418	9,762
外務省	4	0	140
財務省	784	0	17,141
文部科学省	8	0	241
厚生労働省	425	11	6,072
農林水産省	1,715	1,608	3,621
経済産業省	18	0	482
国土交通省	12,639	1,642	7,864
環境省	58	55	719
防衛省	1,840	198	1,559
国 計	18,279	4,289	56,466
(内閣・内閣府)			
内閣官房	0	0	51
内閣府	334	5	334
内閣法制局	6	0	1
人事院	0	0	53
宮内庁	1	153	832
公正取引委員会	0	0	14
警察庁	219	74	1,794
金融庁	0	0	52
小 計(内閣・内閣府)	560	232	3,131
公庫等 計	5,717	2,459	112,004
国等 計	23,996	6,748	168,470
(参考)17年度国等計	5,647	24,672	187,542
(参考)18年度国等計	18,933	13,742	192,639

1. (3)国の官公需についての契約件数(役務)

機 関	一般競争入札の 契約件数	指名競争入札の 契約件数	随意契約の件数
衆議院	102	0	1,964
参議院	28	22	1,375
最高裁判所	861	6	45,970
会計検査院	37	0	300
内閣・内閣府	1,128	266	32,818
総務省	977	0	10,788
法務省	2,136	89	100,751
外務省	165	16	708
財務省	3,423	0	96,683
文部科学省	282	0	10,072
厚生労働省	3,420	52	96,667
農林水産省	2,901	3,642	84,572
経済産業省	406	2	12,763
国土交通省	9,695	11,718	144,626
環境省	719	77	9,261
防衛省	7,082	1,235	73,439
国 計	33,362	17,125	722,757
(内閣・内閣府)			
内閣官房	66	0	2,193
内閣府	518	177	8,038
内閣法制局	17	0	350
人事院	38	0	1,042
宮内庁	29	46	1,508
公正取引委員会	39	0	1,027
警察庁	392	43	18,247
金融庁	29	0	413
小 計(内閣・内閣府)	1,128	266	32,818
公庫等 計	34,095	4,514	1,257,939
国等 計	67,457	21,639	1,980,696
(参考)17年度国等計	58,017	23,857	2,223,937
(参考)18年度国等計	69,712	25,672	2,240,360

2. 中小企業官公需特定品目に係る中小企業者向け契約実績  
(千円)

機 関	官公需契約 総実績額	うち中小企業者 向け契約実績額
衆議院	232,122	217,158
参議院	227,093	173,547
最高裁判所	3,270,441	2,252,808
会計検査院	410,710	409,537
内閣・内閣府	3,074,772	2,758,849
総務省	1,160,493	778,170
法務省	7,078,887	6,286,671
外務省	110,609	98,282
財務省	10,311,435	7,239,069
文部科学省	3,523,900	2,163,361
厚生労働省	7,294,595	6,889,865
農林水産省	15,041,917	14,752,403
経済産業省	1,181,494	1,104,247
国土交通省	52,014,935	50,939,972
環境省	2,016,326	1,997,546
防衛省	42,488,102	29,032,721
国 計	149,437,831	127,094,206
(内閣・内閣府)		
内閣官房	103,848	101,207
内閣府	999,836	954,984
内閣法制局	24,880	24,607
人事院	136,016	110,233
宮内庁	151,952	123,722
公正取引委員会	174,931	154,208
警察庁	1,198,857	1,072,273
金融庁	284,452	217,615
小 計(内閣・内閣府)	3,074,772	2,758,849
公庫等 計	76,371,694	61,456,962
国等 計	225,809,525	188,551,168
(参考)17年度国等計	236,126,870	177,527,870
(参考)18年度国等計	202,318,532	152,620,732

3. (1)官公需適格組合との契約実績(物件)

機 関	官公需適格組合との契約件数	官公需適格組合との契約実績額 (千円)
衆議院	1	15,804
参議院	1	4
最高裁判所	1,271	1,580
会計検査院	0	0
内閣・内閣府	42	356,702
総務省	4	304,709
法務省	202	120,004
外務省	0	0
財務省	1,221	33,195
文部科学省	0	0
厚生労働省	135	98,138
農林水産省	86	42,663
経済産業省	38	2,830
国土交通省	209	1,538,198
環境省	15	20,262
防衛省	264	74,981
国 計	3,489	2,609,070
(内閣・内閣府)		
内閣官房	1	36,434
内閣府	14	244,444
内閣法制局	0	0
人事院	0	0
宮内庁	0	0
公正取引委員会	3	76
警察庁	24	75,748
金融庁	0	0
小 計(内閣・内閣府)	42	356,702
公庫等 計	663	575,427
国等 計	4,152	3,184,497
(参考)17年度国等計	2,932	1,849,513
(参考)18年度国等計	3,191	2,070,300

3. (2)官公需適格組合との契約実績(工事)

機 関	官公需適格組合との契約件数	官公需適格組合との契約実績額(千円)
衆議院	0	0
参議院	0	0
最高裁判所	0	0
会計検査院	0	0
内閣・内閣府	0	0
総務省	0	0
法務省	5	16,986
外務省	0	0
財務省	6	24,860
文部科学省	0	0
厚生労働省	7	3,673
農林水産省	18	103,766
経済産業省	0	0
国土交通省	14	1,431,055
環境省	3	8,169
防衛省	3	16,790
国 計	56	1,605,299
(内閣・内閣府)		
内閣官房	0	0
内閣府	0	0
内閣法制局	0	0
人事院	0	0
宮内庁	0	0
公正取引委員会	0	0
警察庁	0	0
金融庁	0	0
小 計(内閣・内閣府)	0	0
公庫等 計	112	734,878
国等 計	168	2,340,177
(参考)17年度国等計	214	2,883,598
(参考)18年度国等計	185	4,498,041

3. (3)官公需適格組合との契約実績(役務)

機 関	官公需適格組合との契約件数	官公需適格組合との契約実績額 (千円)
衆議院	1	4,757
参議院	0	0
最高裁判所	16	7,783
会計検査院	0	0
内閣・内閣府	10	144,372
総務省	8	814,239
法務省	163	496,392
外務省	1	10,663
財務省	34	278,232
文部科学省	2	8,788
厚生労働省	117	237,370
農林水産省	508	2,625,320
経済産業省	8	96,976
国土交通省	234	27,572,839
環境省	17	136,023
防衛省	203	465,590
国 計	1,322	32,899,344
(内閣・内閣府)		
内閣官房	2	27,368
内閣府	2	110,178
内閣法制局	0	0
人事院	4	845
宮内庁	0	0
公正取引委員会	0	0
警察庁	0	0
金融庁	2	5,981
小 計(内閣・内閣府)	10	144,372
公庫等 計	1,061	1,508,773
国等 計	2,383	34,408,117
(参考)17年度国等計	2,289	14,712,451
(参考)18年度国等計	3,290	15,181,282

4. (1)指名競争契約等における入札・契約実施状況(物件)

機 関	(1) 指名競争入札の件数	うち上位の者を参加させて入札を行った件数	(2) 一般競争入札の件数	うち上位の者を参加させて入札を行った件数
衆議院	2	2	53	22
参議院	0	0	23	22
最高裁判所	0	0	620	385
会計検査院	0	0	51	46
内閣・内閣府	21	11	1,260	736
総務省	0	0	243	156
法務省	17	0	2,815	540
外務省	1	0	91	0
財務省	0	0	1,405	985
文部科学省	0	0	160	139
厚生労働省	384	27	4,523	1,240
農林水産省	18	1	1,849	264
経済産業省	0	0	142	59
国土交通省	871	29	5,688	1,614
環境省	0	0	61	17
防衛省	41,997	15,462	52,041	19,520
国 計	43,311	15,532	71,025	25,745
(内閣・内閣府)				
内閣官房	0	0	46	29
内閣府	0	0	181	62
内閣法制局	0	0	6	6
人事院	0	0	17	15
宮内庁	11	2	25	0
公正取引委員会	0	0	23	14
警察庁	10	9	908	559
金融庁	0	0	54	51
小 計(内閣・内閣府)	21	11	1,260	736
公庫等 計	1,492	54	42,601	6,032
国等 計	44,803	15,586	113,626	31,777
(参考)17年度国等計	58,838	7,075	80,622	17,444
(参考)18年度国等計	59,224	18,593	112,360	25,295

4. (2)指名競争契約等における入札・契約実施状況(工事)

機 関	(1) 指名競争入札の件数	うち上位の者を参加させて入札を行った件数	(2) 一般競争入札の件数	うち上位の者を参加させて入札を行った件数
衆議院	0	0	17	1
参議院	15	3	2	0
最高裁判所	110	0	76	5
会計検査院	0	0	3	2
内閣・内閣府	232	83	560	83
総務省	0	0	26	3
法務省	418	0	101	9
外務省	0	0	4	0
財務省	0	0	784	280
文部科学省	0	0	8	6
厚生労働省	11	0	425	131
農林水産省	1,608	354	1,715	25
経済産業省	0	0	18	6
国土交通省	1,642	144	12,639	418
環境省	55	13	58	2
防衛省	198	53	1,840	703
国 計	4,289	650	18,276	1,674
(内閣・内閣府)				
内閣官房	0	0	0	0
内閣府	5	3	334	11
内閣法制局	0	0	6	3
人事院	0	0	0	0
宮内庁	153	45	1	0
公正取引委員会	0	0	0	0
警察庁	74	35	219	69
金融庁	0	0	0	0
小 計(内閣・内閣府)	232	83	560	83
公庫等 計	2,455	138	5,715	1,288
国等 計	6,744	788	23,991	2,962
(参考)17年度国等計	24,518	1,563	5,484	1,177
(参考)18年度国等計	13,730	1,464	18,927	2,291

4. (3)指名競争契約等における入札・契約実施状況(役務)

機 関	(1) 指名競争入札の件数	うち上位の者を参加させて入札を行った件数	(2) 一般競争入札の件数	うち上位の者を参加させて入札を行った件数
衆議院	0	0	102	48
参議院	22	13	28	25
最高裁判所	6	4	861	554
会計検査院	0	0	37	35
内閣・内閣府	266	39	1,128	616
総務省	0	0	818	573
法務省	89	0	2,136	494
外務省	16	0	165	0
財務省	0	0	3,423	2,243
文部科学省	0	0	282	220
厚生労働省	52	8	3,420	966
農林水産省	3,642	134	2,901	173
経済産業省	2	2	406	236
国土交通省	11,718	502	9,695	3,028
環境省	77	2	719	39
防衛省	1,235	314	7,082	2,927
国 計	17,125	1,018	33,203	12,177
(内閣・内閣府)				
内閣官房	0	0	66	55
内閣府	177	0	518	171
内閣法制局	0	0	17	15
人事院	0	0	38	22
宮内庁	46	21	29	5
公正取引委員会	0	0	39	29
警察庁	43	18	392	295
金融庁	0	0	29	24
小 計(内閣・内閣府)	266	39	1,128	616
公庫等 計	4,432	83	34,224	4,466
国等 計	21,557	1,101	67,427	16,643
(参考)17年度国等計	23,592	2,088	56,941	10,685
(参考)18年度国等計	25,650	1,708	69,348	12,891

5. (1)随意契約制度において中小企業者以外の者と契約した件数(工事又は製造)

機 関	随意契約の件数	うち中小企業者以外 の者との契約件数
衆議院	680	263
参議院	388	25
最高裁判所	4,345	782
会計検査院	87	18
内閣・内閣府	3,306	457
総務省	577	111
法務省	9,415	1,233
外務省	188	56
財務省	18,147	1,873
文部科学省	1,461	321
厚生労働省	7,964	1,435
農林水産省	4,184	275
経済産業省	1,488	186
国土交通省	8,559	929
環境省	645	64
防衛省	3,010	325
国 計	64,444	8,353
(内閣・内閣府)		
内閣官房	29	22
内閣府	440	41
内閣法制局	7	1
人事院	38	5
官内庁	883	104
公正取引委員会	154	16
警察庁	1,706	260
金融庁	49	8
小 計 (内閣・内閣府)	3,306	457
(参考) 17年度国計	76,354	9,319
(参考) 18年度国計	70,530	9,853

(注)ここでは随意契約とは、予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号及び第7号に基づくもの(いわゆる少額随契)に限る。

5. (2)随意契約制度において中小企業者以外の者と契約した件数(財産の買入れ)

機 関	随意契約の件数	うち中小企業者以外 の者との契約件数
衆議院	8,533	2,553
参議院	2,336	260
最高裁判所	47,149	9,645
会計検査院	578	143
内閣・内閣府	45,882	7,515
総務省	3,297	971
法務省	271,194	35,112
外務省	83	34
財務省	65,676	12,412
文部科学省	7,528	2,177
厚生労働省	95,538	21,076
農林水産省	54,530	5,829
経済産業省	7,661	1,280
国土交通省	100,895	20,233
環境省	5,848	1,231
防衛省	135,515	21,290
国 計	852,243	141,761
(内閣・内閣府)		
内閣官房	1,328	194
内閣府	6,666	841
内閣法制局	312	62
人事院	1,480	356
宮内庁	2,364	401
公正取引委員会	1,364	216
警察庁	31,757	5,366
金融庁	611	79
小 計 (内閣・内閣府)	45,882	7,515
(参考) 17年度国計	1,079,536	146,755
(参考) 18年度国計	995,950	137,604

(注)ここでは随意契約とは、予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号及び第7号に基づくもの(いわゆる少額随契)に限る。

5. (3)随意契約制度において中小企業者以外の者と契約した件数(物件の借入れ)

機 関	随意契約の件数	うち中小企業者以外 の者との契約件数
衆議院	65	25
参議院	175	46
最高裁判所	822	184
会計検査院	11	6
内閣・内閣府	3,375	1,267
総務省	169	97
法務省	2,889	1,295
外務省	4	2
財務省	5,848	2,768
文部科学省	248	66
厚生労働省	5,364	1,879
農林水産省	2,889	707
経済産業省	266	118
国土交通省	4,687	1,324
環境省	323	166
防衛省	3,251	1,248
国 計	30,386	11,198
(内閣・内閣府)		
内閣官房	498	196
内閣府	1,211	409
内閣法制局	57	38
人事院	87	34
宮内庁	248	159
公正取引委員会	197	123
警察庁	1,068	303
金融庁	9	5
小 計 (内閣・内閣府)	3,375	1,267
(参考) 17年度国計	34,709	9,341
(参考) 18年度国計	32,847	10,812

(注)ここでは随意契約とは、予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号及び第7号に基づくもの(いわゆる少額随契)に限る。

5. (4)随意契約制度において中小企業者以外の者と契約した件数((1)から(3)以外の契約)

機 関	随意契約の件数	うち中小企業者以外 の者との契約件数
衆議院	1,651	942
参議院	618	223
最高裁判所	45,007	23,387
会計検査院	254	124
内閣・内閣府	27,520	10,310
総務省	3,393	1,318
法務省	99,134	117,073
外務省	234	160
財務省	85,910	38,042
文部科学省	9,586	5,094
厚生労働省	83,667	22,458
農林水産省	47,904	7,694
経済産業省	4,404	898
国土交通省	89,284	19,088
環境省	7,006	2,263
防衛省	42,410	14,052
国 計	547,982	263,126
(内閣・内閣府)		
内閣官房	1,716	646
内閣府	6,540	1,769
内閣法制局	301	69
人事院	1,087	346
宮内庁	1,493	261
公正取引委員会	762	373
警察庁	15,273	6,769
金融庁	348	77
小 計(内閣・内閣府)	27,520	10,310
(参考) 17年度国計	667,685	136,219
(参考) 18年度国計	631,883	163,164

(注)ここでは随意契約とは、予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号及び第7号に基づくもの(いわゆる少額随契)に限る。

6. 分離・分割発注の件数

機 関	分離・分割発注 の件数(物件)	分離・分割発注 の件数(工事)	分離・分割発注 の件数(役務)
衆議院	0	0	0
参議院	0	0	0
最高裁判所	0	31	0
会計検査院	0	0	0
内閣・内閣府	0	1	0
総務省	0	0	0
法務省	0	44	0
外務省	0	0	0
財務省	85	0	413
文部科学省	0	2	5
厚生労働省	0	0	0
農林水産省	0	24	0
経済産業省	0	0	0
国土交通省	0	18	0
環境省	0	0	0
防衛省	0	64	130
国 計	85	184	548
(内閣・内閣府)			
内閣官房	0	0	0
内閣府	0	0	0
内閣法制局	0	0	0
人事院	0	0	0
宮内庁	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0
警察庁	0	1	0
金融庁	0	0	0
小 計(内閣・内閣府)	0	1	0
公庫等 計	0	621	90
国等 計	85	805	638
(参考)17年度国等計	3	609	270
(参考)18年度国等計	13	291	572

## 7. 中小建設業者に対する配慮

### 最高裁判所

事例又は措置	中小建設業者に対して特に配慮した内容	備 考
地元業者の積極的活用	積極的な見積依頼を行った。	

### 内閣府（沖縄総合事務局）

事例又は措置	中小建設業者に対して特に配慮した内容	備 考
	総合評価方式において、県内自治体の施工実績が認められれば評価することとしている。	

### 内閣法制局

事例又は措置	中小建設業者に対して特に配慮した内容	備 考
	少額随意契約においては、中小建設業者の数社から、見積書の徴取を行い、見積額の低い業者に発注を行っている。	

### 総務省

事例又は措置	中小建設業者に対して特に配慮した内容	備 考
地元建設業者の活用	少額の随意契約について、見積書を徴する際、すべて地元の中小企業に対し提出依頼を行った。	

法務省

事例又は措置	中小建設業者に対して特に配慮した内容	備 考
地元中小企業等の活用	地元中小企業等に対して、積極的に情報提供するとともに、見積もりの依頼を行った。	

財務省

事例又は措置	中小建設業者に対して特に配慮した内容	備 考
中小建設業者の上位等級一般競争入札への参加	一般競争入札で下位等級の者を参加可能とした。	

文部科学省

事例又は措置	中小建設業者に対して特に配慮した内容	備 考
分離・分割発注の推進	公共事業の効率的執行を前提して、可能な限り分離・分割発注を行うことにより、中小建設業者の受注機会の確保に努めた。	

厚生労働省

事例又は措置	中小建設業者に対して特に配慮した内容	備 考
地元建設会社の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事施工場所に依じて地元建設業者を優先して指名。</li> <li>・工事予定金額に該当する等級の県内の全業者に工事希望調べを送付。</li> <li>・少額の随意契約案件について、地元の業者への情報提供及び見積り作成依頼。</li> <li>・随意契約を一般競争入札に切替。</li> <li>・地元業界紙へ入札情報を掲載。</li> </ul>	

農林水産省

事例又は措置	中小建設業者に対して特に配慮した内容	備 考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元建設業者の活用</li> <li>・専門工事業業者の活用</li> <li>・林道・治山工事</li> </ul>	<p>中小建設業者に対して特に配慮した内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見積合わせ（随意契約）に当たり、地元業者を中心に選定。</li> <li>・工事内容を勘案し中小専門工業業者と契約（配管工事等の契約の場合、総合建設業者でなく、当該工事を主に扱う中小企業を選択等）</li> <li>・中小建設業者を上位の等級の指名競争に参加させた。</li> </ul>	

国土交通省

事例又は措置	中小建設業者に対して特に配慮した内容	備 考
<p>地元建設業者の活用</p>	<p>中小建設業者に対して特に配慮した内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度においても、引き続き、工事競争入札において地域要件（地理的要件）として、対象工事地域に本支店・営業所を有することを入札参加要件とし、地元業者の受注機会の増大を図った。</li> <li>・総合評価落札方式において、地域精通度の評価値を設定している。</li> </ul>	

防衛省

事例又は措置	中小建設業者に対して特に配慮した内容	備 考
<p>一般競争契約の適用拡大</p>	<p>中小建設業者に対して特に配慮した内容</p> <p>予定価格が1億円以上の建築・土木工事及び5千万円以上のその他の工事で特例を政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額未満を「基準額未満型」とし、さらに1億円未満の建築・土木工事及び5千万円未満のその他の工事を「簡易型」として、原則、一般競争入札を行い、入札参加機会の拡大を図った。</p>	

(注) 国において中小建設業者に対して特に配慮した内容を掲載している。

8. 技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大に向けての措置

機 関	技術力のある中 小企業者の入札 参加機会の拡大 のための会計規 程類の整備状況	技術力の評価を 考慮した入札公 告件数
衆議院	未整備	0
参議院	未整備	0
最高裁判所	整備済み	0
会計検査院	整備済み	0
内閣・内閣府	整備済み	2
総務省	未整備	0
法務省	整備済み	0
外務省	未整備	0
財務省	整備済み	13
文部科学省	整備済み	0
厚生労働省	整備済み	0
農林水産省	未整備	0
経済産業省	整備済み	12
国土交通省	未整備	0
環境省	整備済み	0
防衛省	整備済み	0
国 計	—	27
(内閣・内閣府)		
内閣官房	整備済み	0
内閣府	整備済み	2
内閣法制局	整備済み	0
人事院	整備済み	0
宮内庁	整備済み	0
公正取引委員会	整備済み	0
警察庁	整備済み	0
金融庁	整備済み	0
小 計(内閣・内閣府)	—	2
公団等 計	27	454
国等 計	—	481

## 9. 新規開業者に対する受注機会の増大のための配慮事項

契約種別	配 慮 し た 内 容
物 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少額随意契約における見積書提出の呼びかけ（最高裁判所）</li> <li>・ インターネットによる入札に関する情報提供（最高裁判所）</li> <li>・ 官公需確保対策地方推進協議会に出席すること等により、契約対象となりうる新規開拓業者の有無等の情報収集をしている。（総務省）</li> <li>・ 随意契約にはオープンカウンター方式を拡大している。（財務省）</li> <li>・ インターネット等の活用による新規開拓に努めた。（財務省）</li> <li>・ 一般競争参加資格登録・随意契約登録の要請（農林水産省）</li> <li>・ 新規開業者に限定したものではないが、整備局及び事務局のHPにおいて一般競争に係る入札公告の掲載。（国土交通省）</li> <li>・ 入札公告など調達情報をホームページに掲載（防衛省）</li> <li>・ 入札参加資格要件について、「防衛省への納入実績を有すること」といった要件を除く、又は、防衛省への納入実績を有することに加え納入実績が無い場合には履行能力を有する証明をすることで入札できる、など、入札参加機会を増大させた。（防衛省）</li> </ul>
役 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少額随意契約における見積書提出の呼びかけ（最高裁判所）</li> <li>・ インターネットによる入札に関する情報提供（最高裁判所）</li> <li>・ インターネットで請負業者を検索し、入札の公示を行っている旨電話にて情報提供を行った。（内閣法制局）</li> <li>・ 官公需確保対策地方推進協議会に出席すること等により、契約対象となりうる新規開拓業者の有無等の情報収集をしている。（総務省）</li> <li>・ 随意契約にはオープンカウンター方式を拡大している。（財務省）</li> <li>・ インターネット等の活用による新規開拓に努めた。（財務省）</li> <li>・ 一般競争参加資格登録・随意契約登録の要請（農林水産省）</li> <li>・ 新規開業者に限定したものではないが、整備局及び事務所のHPにおいて一般競争に係る入札公告の掲載。（国土交通省）</li> <li>・ 入札公告など調達情報をホームページに掲載（防衛省）</li> <li>・ 入札参加資格要件について、「防衛省への納入実績を有すること」といった要件を除く、又は、防衛省への納入実績を有することに加え納入実績が無い場合には履行能力を有する証明をすることで入札できる、など、入札参加機会を増大させた。（防衛省）</li> </ul>

10. 入札・開札手続における電子的手段の導入状況

機 関	本省庁(社・団) 導入時期	電子入札を利用 した入札件数
衆議院	未導入	0
参議院	未導入	0
最高裁判所	平成19年1月	24
会計検査院	検討中	0
内閣・内閣府	7機関で導入	1098
総務省	平成19年6月	713
法務省	平成16年3月	173
外務省	平成16年2月	256
財務省	平成16年3月	686
文部科学省	平成16年1月	158
厚生労働省	平成16年1月	545
農林水産省	平成16年2月	219
経済産業省	平成16年3月	194
国土交通省	平成15年4月	2,135
環境省	平成16年3月	594
防衛省	平成17年1月	2,237
国 計	—	9,032
(内閣・内閣府)		
内閣官房	平成16年3月	65
内閣府	平成16年3月	450
内閣法制局	平成16年4月	21
人事院	未導入	0
宮内庁	平成16年3月	3
公正取引委員会	平成16年3月	60
警察庁	平成16年12月	411
金融庁	平成16年3月	88

1 1. 平成19年度の官公需施策の措置状況及び平成20年度の計画について

(1) 衆議院	-----	P 23
(2) 参議院	-----	P 24
(3) 最高裁判所	-----	P 25
(4) 会計検査院	-----	P 26
(5) 内閣・内閣府	-----	P 27
(6) 総務省	-----	P 35
(7) 法務省	-----	P 36
(8) 外務省	-----	P 37
(9) 財務省	-----	P 38
(10) 文部科学省	-----	P 39
(11) 厚生労働省	-----	P 40
(12) 農林水産省	-----	P 41
(13) 経済産業省	-----	P 42
(14) 国土交通省	-----	P 43
(15) 環境省	-----	P 44
(16) 防衛省	-----	P 45

## ○衆議院

平成19年度の官公需施策の措置状況及び平成20年度の計画について

### (1)平成19年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

中小企業者の受注機会増大のため、少額随意契約を締結する場合には、なるべく複数の中小企業者から見積書を徴することとしたほか、官公需適格組合を始めとする事業協同組合の受注機会の検討に努めるとともに、競争入札においては、直近下位の等級に属する者も参加できるように努める。(衆議院)

・国立国会図書館のホームページにおいて、入札公告、契約情報等を提供し、中小企業者の受注機会の増大の一助とする。(国立国会図書館)

### (2)(1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

・少額随意契約においては、中小企業者を相手方とする契約が、件数割合としては前年度並みとなったが、金額割合では前年度を下回ることとなった。(衆議院)

・(1)を実施したところ、当館とこれまで契約実績がなかった新規の中小企業者の入札参加及び受注に至った。(国立国会図書館)

### (3)平成19年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の關係に影響を与えたと考えられる要因について(上記(2)を除く)

・物件関係において、中小企業者への発注の比率はほぼ目標を達成したものの目標額には達しなかった。また、工事及び役務関係において、中小企業者への発注の目標額及び目標比率のいずれについても達成することができなかった。これは多額の案件を競争入札及び止むを得ない随意契約により中小企業以外に発注することとなったことによる。(衆議院)

・平成19年度の官公需予想額の60%を中小企業者向け目標額として見込んだところであるが、前年度からの継続を要する中小企業者以外の契約金額が大きかったこともあり、中小企業向け実績比率が34%となり、当初の目標比率を下回ることとなった。(国立国会図書館)

### (4)平成20年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

・引き続き、中小企業者の受注機会の増大に努めるとともに、随意契約から競争契約への移行を促進するとともに、新規参入希望者への情報提供の充実等に努める。(衆議院)

・引き続き、国立国会図書館のホームページにおいて、入札公告、契約情報等を提供し、中小企業者の受注機会の増大の一助とする。(国立国会図書館)

○参議院

平成19年度の官公需施策の措置状況及び平成20年度の計画について

(1)平成19年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

少額随契を締結する場合には、なるべく中小企業者から見積を徴することとする。

(2) (1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

少額随契のうち、その大多数を中小企業者から見積を徴し契約した。

(3)平成19年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の關係に影響を与えたと考えられる要因について（上記(2)を除く）

官公需対象契約のうち、中小企業者との契約件数の割合は72.5%であり、積極的に発注を行っている。しかしながら、中小企業者以外の者と契約を締結した情報化システムの開発及び運用に要する経費は、契約金額が高額であり、かつ、全体に占める割合が高いため、結果として目標を下回ったと考えられる。

(4)平成20年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

平成19年度と同様中小企業者の受注機会の増大に最大限努める。

○最高裁判所

平成19年度の官公需施策の措置状況及び平成20年度の計画について

(1)平成19年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

中小企業者の受注機会増大のため、少額随意契約を締結する場合には、中小企業者からも見積書を徴する。  
一般競争入札にも参加できるよう、情報公開に努める。

(2) (1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

中小企業者の受注機会増大のため、額随意契約を締結する場合には、小企業者からも見積書を徴した。  
中小企業団体中央会等への情報提供を行った。

(3)平成19度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の關係に影響を与えたと考えられる要因について(上記(2)を除く)

特になし

(4)平成20度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

中小企業者の受注機会増大のため、少額随意契約を締結する場合には、中小企業者からも見積書を徴する。  
一般競争入札にも参加できるよう、情報公開に努める。  
新たな中小企業者参入のため情報収集を行う。

○会計検査院

平成19年度の官公需施策の措置状況及び平成20年度の計画について

(1)平成19年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

一般競争入札に当たっては、ホームページを利用した速やかな調達情報の提供の実施に努めるとともに、少額随意契約を締結する場合には、より多くの中小企業者から見積書を徴することとした。

(2) (1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

一般競争入札に当たっては、ホームページを利用した速やかな調達情報の提供を行うとともに、少額随意契約を締結する場合には、中小企業者から見積書を徴し、見積合わせを行った。

(3)平成19年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の関係に影響を与えたと考えられる要因について（上記(2)を除く）

特になし

(4)平成20年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

中小企業者の受注機会の増大のため、少額随意契約を締結する場合にはより多くの中小企業者から見積書を徴し、一般競争入札においても、ホームページを利用した速やかな調達情報の提供に努める。

○内閣官房

平成19年度の官公需施策の措置状況及び平成19年度の計画について

(1)平成19年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

中小企業者の受注機会の増大を図るため、少額随契を締結する場合には、従来と同様に中小企業者から見積書を徴することとした。

(2)(1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

中小企業者の受注機会の増大を図るため、少額随契を締結する場合には、大多数を小企業者から見積書を徴した。

(3)平成19年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の関係に影響を与えたと考えられる要因について(上記(2)を除く)

一般競争入札の実施による結果、目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の関係に影響を与えたと考えられる。

(4)平成20年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

少額随契を締結する場合には、中小企業者から見積書を徴することとする。

○内閣府

平成19年度の官公需施策の措置状況及び平成20年度の計画について

(1)平成19年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

中小企業者の受注機会の増大を図るため、少額随契を締結する場合には、従来と同様に中小企業者から見積書を徴することとした。

(2) (1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

中小企業者の受注機会の増大を図るため、少額随契を締結する場合には、大多数を小企業者から見積書を徴した。

(3)平成19年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の関係に影響を与えたと考えられる要因について(上記(2)を除く)

一般競争入札の実施による結果、目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の関係に影響を与えたと考えられる。

(4)平成20年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

少額随契を締結する場合には、中小企業者から見積書を徴することとする。

○内閣法制局

平成19年度の官公需施策の措置状況及び平成19年度の計画について

(1)平成19年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

平成19年度においても、中小企業者の一般競争入札への参入向上に向け、入札情報を中小企業団体等にメールで提供する。また、ホームページに掲載する。

(2) (1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

中小企業団体等へはメールで入札情報を提供した。また、ホームページに入札情報を掲載した。

(3)平成19年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の関係に影響を与えたと考えられる要因について（上記(2)を除く）

当局における中小企業者の官公需受注実績は19年度は69.2%であり、目標比率は達成できている。

(4)平成20年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

引き続き、中小企業団体等にはメールで情報を提供する。また、少額随意契約の場合においては、できるだけ中小企業者から見積書を徴取し、見積額の低い業者に発注することとする。

○人事院

平成19年度の官公需施策の措置状況及び平成19年度の計画について

(1)平成19年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

少額の随意契約については、なるべく複数の中小企業者から見積書を徴収すること。

(2) (1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

- ・受託可能業者が少数と思われる契約以外は中小企業者による見積合わせを実施した。
- ・官公需品目発注については、中小企業者との契約を前提に行った。

(3)平成19年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の関係に影響を与えたと考えられる要因について（上記(2)を除く）

特になし

(4)平成20年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

中小企業官公需品目の発注を行うにあたっては、既存の中小企業の受注機会の増大を図るとともに、新規の中小企業への発注を行うための情報収集に努める。

○宮内庁

平成19年度の官公需施策の措置状況及び平成20年度の計画について

(1)平成19年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

平成17年度から行っている、少額の随意契約において、中小企業者から見積書を徴することを更に徹底する。

(2) (1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

契約の内容により、請負可能業者が少数で、大企業等を含めて見積合わせをする場合以外は、中小企業者のみによる見積合わせを行った。

(3)平成19年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の関係に影響を与えたと考えられる要因について（上記(2)を除く）

全体的な契約件数や金額が減少した事が影響した。

(4)平成20年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

少額の随意契約において、中小企業者から見積書を徴することを更に徹底する。

## ○公正取引委員会

平成19年度の官公需施策の措置状況及び平成20年度の計画について

(1)平成19年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

- ・調達案件について、可能な限り中小企業団体中央会に情報提供を行う。
- ・随意契約による場合には、可能な限り中小企業者から見積書を徴取することとする。

(2) (1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

- ・対象となる案件が発生する際に随時実施した。

(3)平成19年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の関係に影響を与えたと考えられる要因について（上記(2)を除く）

- ・上記施策を適切に実施したこと。

(4)平成20年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

- ・調達案件について、可能な限り中小企業団体中央会に情報提供を行う。
- ・随意契約による場合には、可能な限り中小企業者から見積書を徴取することとする。

## ○警察庁

平成19年度の官公需施策の措置状況及び平成20年度の計画について

### (1)平成19年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

平成19年度においては、警察庁本庁において、調達情報を広く知らせ、中小企業者の受注機会の増大を図ることを計画し、平成19年度の官公需総予算額約339億円のうち約111億円（約32%）を中小企業者向け目標額として見込んだところ。

### (2) (1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

警察庁本庁において、ホームページ等を活用し、調達情報を広く知らしめている。

### (3)平成19年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の関係に影響を与えたと考えられる要因について（上記(2)を除く）

平成19年度の補正等により実績額が増加したが、当該増加分が大企業比率が高いものが多かったこと等により、中小企業者向け目標比率を下回ったと考えられる。

### (4)平成20年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

平成20年度においても引き続き、ホームページ等の活用による中小企業者の受注機会の増大を図ることとし、官公需総予算額約298億円、中小企業者向け契約額約89億円（約30%）をそれぞれ見込んだところ。

## ○金融庁

平成19年度の官公需施策の措置状況及び平成20年度の計画について

(1)平成19年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

- ・中小企業者の受注拡大のため、競争入札の実施にあたり競争参加資格を下位等級に拡大する。
- ・少額の随意契約を行う場合、中小企業者から見積書を徴する。

(2) (1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

- ・中小企業者の受注拡大のため、競争入札の実施にあたり競争参加資格を下位等級に拡大した。
- ・少額の随意契約を行う場合、中小企業者から見積書を徴した。

(3)平成19年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の関係に影響を与えたと考えられる要因について（上記(2)を除く）

一般競争入札の落札者が、大企業であった。

(4)平成20年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

- ・一般競争入札において、下位等級の者にも参加資格を付与する。
- ・少額の随意契約を行う場合、中小企業者から見積書を徴する。

○総務省

平成19年度の官公需施策の措置状況及び平成20年度の計画について

あ

(1)平成19年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

少額の随意契約の場合、できる限り中小企業者から見積書を徴することとした。

(2) (1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

少額随意契約の場合、できる限り中小企業者から見積りあわせを実施した。

(3)平成19年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の関係に影響を与えたと考えられる要因について（上記(2)を除く）

随意契約の見直し等により、一般競争入札へ移行した案件の増加に伴い、より透明性・公平性の確保されることとなったが、特定事業者（中小企業等）へ任意に発注することが難しくなったため。

(4)平成20年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

中小企業等が応札できるよう等級設定の検討を行うが、入札の透明性・公平性の確保との兼ね合いを考慮しつつ、契約方式の見直しや中小企業からの見積りあわせに努める。

## ○法務省

平成19年度の官公需施策の措置状況及び平成20年度の計画について

(1)平成19年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

- 1 事業の発注計画等の情報提供
- 2 中小企業者への情報提供及び見積依頼を積極的に行い、入札参加機会の拡大に努めるとともに、関係法令上、容認される範囲内で、分離・分割発注の導入を検討する。

(2) (1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

- 1 ホームページにおいて公表している。
- 2 中小企業から積極的に見積書の提出を依頼するなどして機会拡大に配慮した。

(3)平成19年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の關係に影響を与えたと考えられる要因について（上記(2)を除く）

受注機会の拡大に努めているが、高額な案件は大企業が受注する傾向があるため、実績額が伸び悩んでいる状況にある。

(4)平成20年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

- 1 事業の発注計画等の情報の提供
- 2 中小企業者への情報提供及び見積依頼を積極的に行い、入札参加機会の拡大に努めるものとする。

○外務省

平成19年度の官公需施策の措置状況及び平成20年度の計画について

(1)平成19年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

- ・ 中小企業者の受注機会の増大を図るため、資格が下位の者も入札に参加できるよう配慮する。
- ・ ホームページを活用し、発注情報の掲載を行う。
- ・ 電子入札・開札システムを積極的に利用する。

(2) (1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

- ・ ホームページを活用し、発注情報を掲載した。
- ・ 全ての物品及び役務調達的一般競争入札について、電子入札・開札システムを利用した。

(3)平成19年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の關係に影響を与えたと考えられる要因について（上記(2)を除く）

競争入札において、システム開発等高額な案件ほど大企業が落札する結果となったためと考えられる。

また、北海道洞爺湖サミットに向けた大規模な調達案件が増えたことも要因と考えられる。

(4)平成20年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

前年度と同様

## ○財務省

平成19年度の官公需施策の措置状況及び平成20年度の計画について

### (1)平成19年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

- ・少額の随意契約対象案件の見積合わせを実施する際には、中小企業を対象に見積書を徴する。
- ・一般競争入札における下位等級への参加機会の拡大を図る。
- ・発注情報の提供をホームページなどを活用して中小企業者の受注機会の拡大を図る。
- ・電子入札システムの積極的活用

### (2) (1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

- ・少額の見積合わせについては、そのほとんどの案件で中小企業者からの見積書を徴した。
- ・一部を除き下位の等級区分に属するものを加えて入札を実施した。
- ・発注情報の提供をホームページなどを活用して中小企業者の受注機会の拡大を図る。
- ・電子入札システムを活用することができた。

### (3)平成19年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の関係に影響を与えたと考えられる要因について（上記(2)を除く）

- ・一般競争入札において、落札者の企業規模により比率が大きく変化する。
- ・競争入札の結果大企業の落札が多かったため、中小企業者による受注が減少した。
- ・契約総件数のうち中小企業向けの件数が72%程度になるが、大規模なシステム開発や、宿舍建設等、1件あたりの契約単価が高額になるものについては、企業の総合的な技術力及び高度な技術力が求められることから、大企業でないと入札できない。このことから、平成19年度の契約実績額のうち中小企業向けの契約実績額は38.1%にとどまった。

### (4)平成20年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

- ・見積もり合わせ業者への中小企業者の積極的登用
- ・中小企業団体中央会への情報提供だけでなく、HPによる幅広い情報提供を行い中小企業者の受注機会の拡大を図っていく。
- ・官公需問題を扱った懇談会等に積極的に参加し、意見交換を行っていく。
- ・電子入札システムを積極的に活用する。

## ○文部科学省

平成19年度の官公需施策の措置状況及び平成20年度の計画について

### (1)平成19年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

総合評価方式の実施において、過度に競争性を低下させることが無いよう十分に配慮しつつ、地域精通度を考慮した企業の評価を実施する。

### (2) (1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

競争入札を実施した5件の工事全てにおいて、総合評価落札方式の評価項目に地域精通度を設定して実施し、そのうち3件を中小企業者が受注した。

### (3)平成19年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の関係に影響を与えたと考えられる要因について（上記(2)を除く）

平成18年度はナショナルトレーニングセンターの施設整備事業(約16,000百万円、18年度公需契約総実績額の約25%)に係る工事案件の大半を一般競争入札の結果、大企業が受注したところ、平成19年度は同様の大型案件がなく、実績比率は実績比率は6.8%増加した。

また、契約目標比率に届かなかった要因としては、文部科学省庁舎の移転に係る契約案件等の実施により、一般競争契約における実績比率が30.3%と、18年度比で6.7%減少したことが主たる要因であると考えられる。

### (4)平成20年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

総合評価方式の実施において、競争性を低下させることが無いよう十分に配慮しつつ、地域精通度及び地域貢献度を考慮した企業の評価を実施する。

## ○厚生労働省

平成19年度の官公需施策の措置状況及び平成20年度の計画について

### (1) 平成19年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

従前から引き続き「中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づき、中小企業者の受注機会の増大を図っているところである。

主な取り組みとして、少額随契ができる案件では原則として中小企業者から見積もりを徴すること、また、入札機会増大のため、電子入札と紙入札の併用を行うことである。

### (2) (1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

(1)における主な取り組みを実施した。

調達情報の提供を担当窓口にて毎週定期日に実施した。

入札参加資格等級を拡大した。

### (3) 平成19年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の関係に影響を与えたと考えられる要因について（上記(2)を除く）

全体件数における中小企業への受注比率は、ほぼ変動していないものの、受注額が目標値59.9%に対し、実績率比率が55.7%と下回った。原因としては、競争入札実施を推進した結果によるものや、全体的に占める大企業へ拠らざるを得ない高額案件の比率が相対的に増したためと考えられる。

### (4) 平成20年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

前年度と同様に中小企業者の受注機会増大に努める。

業務委託契約における仕様内容の見直しによる参加業者の拡大を図る。

○農林水産省

平成19年度の官公需施策の措置状況及び平成20年度の計画について

(1)平成19年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

中小企業者の受注機会の増大のため、発注予定情報の提供、官公需適格組合の活用、下位等級業者の上位等級工事への参入機会の確保等、「中小企業者に関する国等の契約の方針」に定められた各措置を一層推進することとした。

(2) (1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

特記事項なし

(3)平成19年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の関係に影響を与えたと考えられる要因について（上記(2)を除く）

役務について、プログラム修正、システム開発、測量・コンサルタント等契約は、金額が大きなものでは大手の受注比率が高い。

(4)平成20年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

平成20年度においては、より一層の競争性及び透明性を確保する観点から、一般競争方式及び総合評価方式の拡充や入札手続の厳格な取扱い、情報提供の充実を進め、その発注に当たっては、官公需法に基づき、コスト縮減を図る観点から、適切な発注ロットの設定を前提としつつ、分離・分割発注等に取り組み、引き続き中小企業者の受注機会の増大に努める。

## ○経済産業省

平成19年度の官公需施策の措置状況及び平成20年度の計画について

### (1)平成19年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

- ・中小企業官公需特定品目の発注に際しては、中小企業者の受注機会の拡大を図るものとする。
- ・物品等の発注を行うに際しては、中小企業者の入札等が円滑に行われるよう、性能・規格等必要な事項について十分説明に努めるものとする。
- ・官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の拡大を図るものとする。

### (2) (1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

- ・中小企業官公需特定品目の発注については、総額1,181,494千円のうち、約93.5%に当たる1,104,247千円を中小企業者と契約を行った。
- ・少額の随意契約の締結については、総数13,819件のうち、約82.0%に当たる11,337件を中小企業者と契約を行うなど、中小企業者の受注機会の確保に努めた。

### (3)平成19年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の関係に影響を与えたと考えられる要因について（上記(2)を除く）

入札案件の増加による価格競争の効果が発生しているためと考えられる。

### (4)平成20年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

- ・中小企業官公需特定品目の発注に際しては、中小企業者の受注機会の拡大を図るものとする。
- ・物品等の発注を行うに際しては、中小企業者の入札等が円滑に行われるよう、性能・規格等必要な事項について十分説明に努めるものとする。
- ・少額の随意契約については、中小企業者の受注機会の拡大を図るものとする。

## ○国土交通省

平成19年度の官公需施策の措置状況及び平成20年度の計画について

### (1)平成19年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

- ・優良な工事成績を上げた中小建設業者等に対しては、工事の技術的難易度を適切に勘案し、施工能力に相応した範囲内で上位の等級に属する工事に指名する等、受注機会の確保を図る。
- ・資格審査の随時受付、経常建設共同企業体に対する経営事項評価点数（客観点数、総合数値）及び技術評価点数（特別点数）の加算、経常建設共同企業体の構成員に求める同種工事の施工実績等の要件の緩和等により、中小建設業者等による経常建設共同企業体の活用の促進を図る。
- ・重油購入など政令における随意契約の範囲内での中小企業者の積極的な活用を図る。
- ・物件契約について、地元中小業者の積極活用。

### (2) (1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

- ・実施状況の詳細については、現在把握中であるが、概ね前年度と同程度の実施状況。
- ・物品・役務に関しては、特殊作業車（除雪トラック等）及び行政システム等の賃貸借などにおいては、中小企業以外への発注となったが、それらを除いては可能な限り中小企業への発注を行った。
- ・管内の官公需適格組合のリストを配布し、官公需適格組合を周知した。
- ・通知等により、官公需施策を周知した。

### (3)平成19年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の関係に影響を与えたと考えられる要因について（上記(2)を除く）

特になし

### (4)平成20年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

- ・優良な工事成績を上げた中小建設業者等に対しては、工事の技術的難易度を適切に勘案し、施工能力に相応した範囲内で上位の等級に属する工事に指名する等、受注機会の確保を図る。
- ・資格審査の随時受付、経常建設共同企業体に対する経営事項評価点数（客観点数、総合数値）及び技術評価点数（特別点数）の加算、経常建設共同企業体の構成員に求める同種工事の施工実績等の要件の緩和等により、中小建設業者等による経常建設共同企業体の活用の促進を図る。
- ・重油購入など政令における随意契約の範囲内での中小企業者の積極的な活用を図る。
- ・物件契約について、地元中小業者の積極活用。

○環境省

平成19年度の官公需施策の措置状況及び平成20年度の計画について

(1)平成19年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

- ・ 中小企業に業務履行が可能かどうかの確認（本省）
- ・ 金額に関わらず、広く中小企業が参加できるよう仕様書等の参加資格の拡大（本省）
- ・ 地元企業への積極的な発注（地方支分部局）
- ・ 少額随契における相見積りの適正な実施（地方支分部局）

(2) (1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

- ・ 相当程度達成できたと思われる。（本省及び地方支分部局）

(3)平成19年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の關係に影響を与えたと考えられる要因について（上記(2)を除く）

- ・ 目標比率と実績比率の差異は、一般競争入札の結果に依るものである。（本省）
- ・ 大企業が参入可能である比較的高額の工事の件数が当初の予想より多かつたことも要因の一つとして考えられる。（地方支分部局）

(4)平成20年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

- ・ 入札を行う際の参加業者の基準の拡大を考慮（本省）
- ・ 引き続き地元企業への積極的な発注を推進していく（地方支分部局）

## ○防衛省

平成19年度の官公需施策の措置状況及び平成20年度の計画について

(1)平成19年度当初において重点的に講じることを計画した官公需施策の具体的内容

- ・技術力ある中小企業者に対する入札参加資格拡大。
- ・予定価格が1億円以上の建築・土木工事及び5千万円以上のその他の工事で特例を政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額未滿を「基準額未滿型」とし、さらに1億円未滿の建築・土木工事及び5千万円未滿のその他の工事を「簡易型」として、原則、一般競争入札とした。

(2)(1)における重点化を計画した官公需施策の実施状況

- ・「技術力ある中小企業者に対する入札参加資格拡大」については、関係規則を改正した。

(3)平成19年度における中小企業者の官公需受注の目標額・目標比率と実績額・実績比率の相互の關係に影響を与えたと考えられる要因について(上記(2)を除く)

防衛省としては、公共調達の適正化について(財計第2017号。平成18年8月25日)に基づき、入札及び契約の適正化を図るための措置として、「仕様書は、競争を事実上制限するような内容としてはならない」、「随意契約によらざるを得ない場合を除き、原則として一般競争入札を行う」等に取り組んでおり、その結果、中小企業者に対する入札参加機会が増大したと考えられる。

(参考)平成18年度中小企業契約実績割合 : 25.1%

平成19年度中小企業契約実績割合 : 26.5%

(4)平成20年度に重点的に講じようとする官公需施策の計画内容

引き続き、競争性のある入札の実施に努め、中小企業者に対する競争入札参加機会の増大に努める。